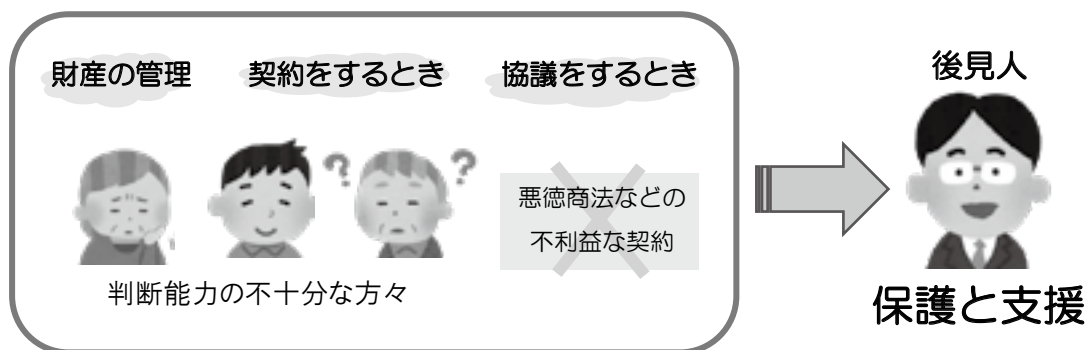


I 成年後見制度の概要

1 成年後見制度

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々の権利を守り、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

(既に判断能力が不十分な方)

(将来の不安に備えたい方)

法定後見制度

成年後見制度

任意後見制度

「後見」「保佐」「補助」

成年後見制度の対象となりうる方（対象者）とは…

- ・ 預貯金の払い出しや解約、保険金の受け取りができない
- ・ 商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない
- ・ 公共料金や税金、介護・福祉サービス利用料、その他借金等を滞納している
- ・ 管理すべき財産が多額（約 1,000 万円以上）であり、管理ができない
- ・ 悪質な商法に騙される恐れがある、又は過去に騙されたことがある
- ・ 家族や親族、知人等から預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、又はその疑いがある
- ・ 家族や親族、知人等から虐待（身体的・心理的・性的・ネグレクト）を受けている、又はその疑いがある
- ・ 診療・入院契約や介護・福祉サービスの利用契約が進まない
- ・ 遺産分割協議などの相続手続きができない
- ・ 不動産の処分（売却、賃貸等）の必要がある
- ・ 本人に身寄りがない、又は身寄りがいっても疎遠であって協力を得ることが困難であり、将来にわたって支えとなる人が必要である



(2) 法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を利用できるようになっています。

法定後見制度の3種類

後 見	保 佐	補 助
判断能力が全くない方	判断能力が著しく 不十分な方	判断能力が不十分な方

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人の権利を守り支援します。

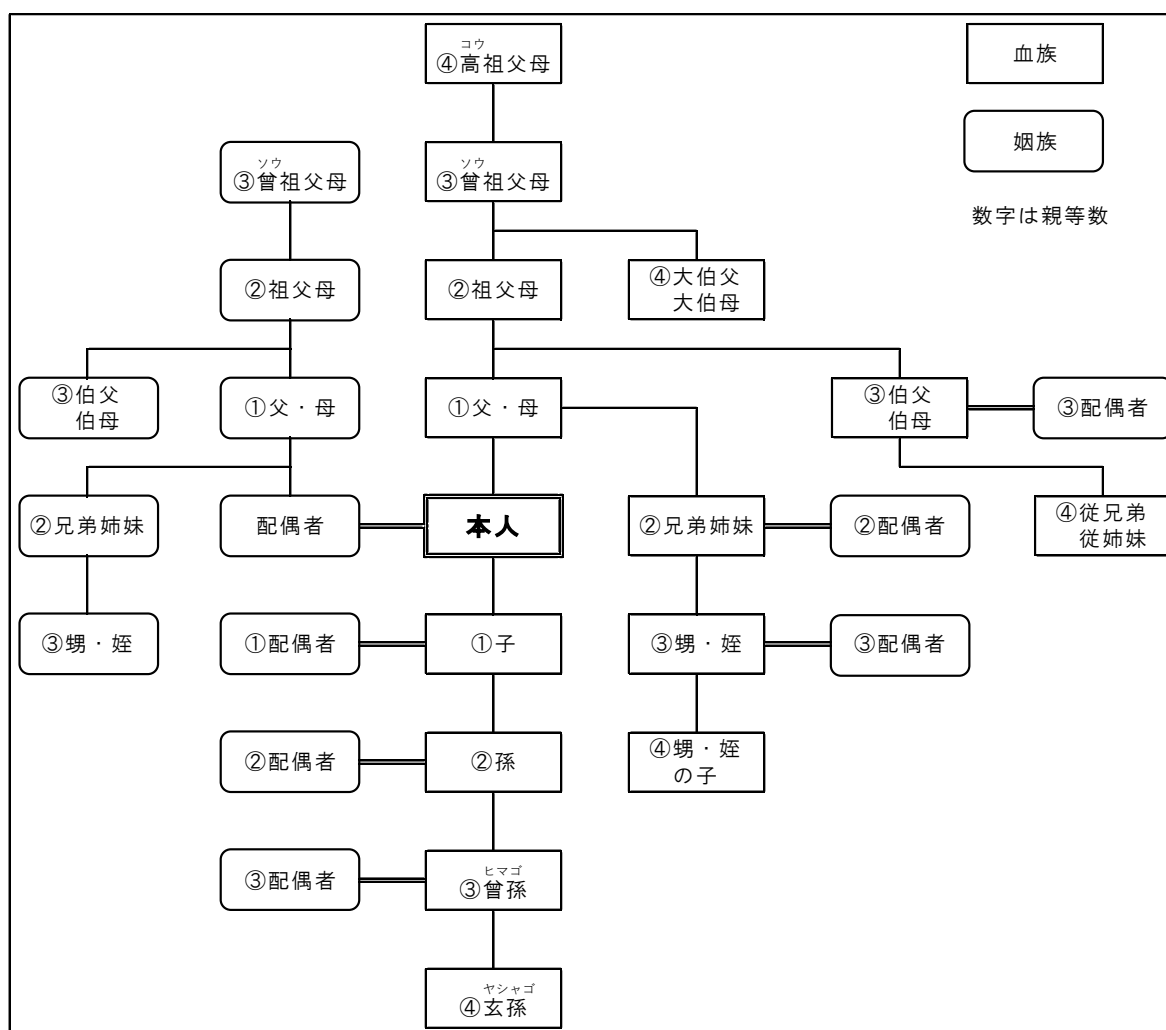
法定後見開始の審判の申立てに必要な費用

1	申立手数料（収入印紙）	800 円 保佐人・補助人の審判では、同意権又は代理権付与審判等の申立それぞれに別途収入印紙代が必要
2	登記手数料（収入印紙）	2,600 円
3	郵送料（郵便切手）	4,480 円 500 円×6 枚、84 円×10 枚、10 円×10 枚、 5 円×5 枚、1 円×15 枚
4	その他	鑑定料、戸籍謄本・登記事項証明書・診断書などの書類入手費用 ※鑑定料は個々の事案により異なりますが、ほとんどの場合 10 万円以下となっています。
資力が乏しい方については、 ・必要経費を助成している市町村もあります。 ・日本司法支援センター「法テラス」が行う民事法律扶助による援助（申立代理人費用の立替えなど）を受けることができます場合があります。		

●法定後見制度の概要

		後 見	保 佐	補 助
要件	<対象者> (判断能力)	精神上の障害により 事理を弁識する能力 を欠く <u>常況に在る者</u>	精神上の障害により 事理を弁識する能力 が <u>著しく不十分な者</u>	精神上の障害により 事理を弁識する能力 が <u>不十分な者</u>
開始の 手続き	申立権者	・ 本人、配偶者、 <u>四親等内（※１）</u> の親族、検察官等 ・ 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見契約法） ・ <u>市町村長</u> （老人福祉法・知的障害者福祉法及び精神保健及び障害者福祉に関する法律）		
	診断書	必要（裁判所が必要と判断した場合には改めて鑑定を行う）		
	本人の同意	不要	必要	
名 称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	援助者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意権・ 取消権	付与の対象	日常生活に関する行為（※２）以外の行為	民法 13 条 1 項各号（※３）が定める行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判 ＋代理権付与の審判 ＋本人の同意
	取消権者	本人と成年後見人	本人と保佐人	本人と補助人
代理権	付与の対象	財産に関する全ての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 ＋代理権付与の審判 ＋本人の同意	補助開始の審判 ＋代理権付与の審判 ＋本人の同意
	本人の同意	不要	必要	
責 務	職務	本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務	同意権、取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務	
	身上配慮義務	本人の意思を尊重し心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

(※ 1) 四親等以内の親族



(※ 2) 日常生活に関する行為

「日常生活に関する行為」と想定される行為	「日常生活に関する行為」と想定 <u>されない</u> 行為（取消権行使可能）
・食料の購入 ・通常の衣料品等購入 ・医療費、薬品代の支払い ・家庭雑貨の購入 ・電車、バス、タクシー等の利用料の支払い ・若干の娯楽への支払い 等	・借財（金額を問わない） ・高額な電化製品の購入 ・カード会員の加入行為 ・訪問販売での高額商品の購入 ・割賦販売での購入 ・電話勧誘販売での高額商品の購入 等

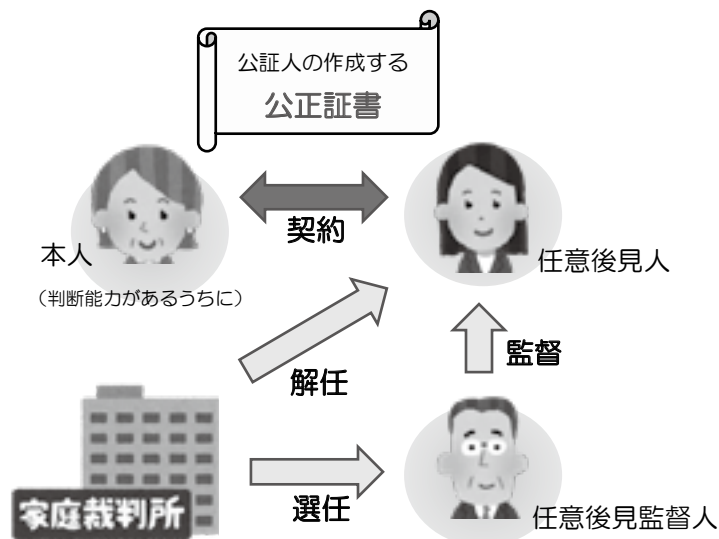
(※3)「民法第13条第1項各号」が定める行為

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。

- ①元本を領収し、又は利用すること。
(例)借金を返済してもらうこと。
- ②借財又は保証をすること。
- ③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
(例)家を購入・売却すること。
- ④訴訟行為をすること。
- ⑤贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- ⑥相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- ⑦贈与の申込みを拒絶し遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- ⑧新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- ⑨民法第602条(動産6箇月、建物3年、土地5年、山林10年)に定める期間を超える賃貸借をすること。
(例)4年間のアパート賃貸借契約をすること
- ⑩前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年・成年被後見人・被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。)の法定代理人としてすること。
(R2.4.1施行)

(3) 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、前もって代理人(任意後見人)に、自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務についての代理権を与える任意後見契約を結んでおくというものです。



その後、本人の判断能力が低下した際には、任意後見人を監督する「任意後見監督人」(弁護士や法律・福祉の専門職や法人)が家庭裁判所より選任されて初めて、任意後見人は本人の意思に基づいた支援が可能となります。

任意後見人には、法律に定められた欠格事由（任意後見法第4条第1項第3号）のある者を除き、誰でもなることができ、契約内容も本人の意思に基づいて自由に決めることができます。ただし、この制度は事前に「公正証書」による契約を行う必要があります。また、契約の効力を生じさせるには、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所に行い、任意後見監督人が選任される必要があります。さらに任意後見人には、同意権・取消権はありません。

任意後見契約を結ぶための必要書類

下記の書類（発行後3か月以内のものに限ります。）

- ・本人について・・・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票
- ・任意後見受任者について・・・印鑑登録証明書、住民票

任意後見契約公正証書を作成する費用

1	公証証書作成の基本手数料	11,000 円
2	登記嘱託手数料	1,400 円
3	法務局に納める印紙代	2,600 円
4	その他	本人らに公布する正本等の証書代、 登記嘱託書郵送用の切手代など
上記費用とは別に、任意後見監督人選任の申立て費用が必要となります。 契約の内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払いが必要となります。また、任意後見契約の発効後、任意後見監督人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払いが必要となります。		

任意後見に契約についての県内の問い合わせ先

公証役場	T E L	所 在 地
前橋合同公証役場	027-223-8277	〒371-0023 前橋市本町 1-3-6
太田公証役場	0276-45-8469	〒373-0851 太田市飯田町 1245-1 清水ビル 1 階
高崎合同公証役場	027-325-1574	〒370-0849 高崎市八島町 20-1 武蔵屋ビル 4 階
桐生公証役場	0277-54-2168	〒376-0011 桐生市相生町 2-376-13
伊勢崎公証役場	0270-24-3252	〒372-0014 伊勢崎市昭和町 3919 伊勢崎商工会議所会館 3 階
富岡公証役場	0274-64-1075	〒370-2316 富岡市富岡 1477-1 富岡市水道会館 1 階

(4) 未成年後見制度

未成年者は原則として、親権者が保護を行うこととなります。

しかし、親権者が亡くなる等の理由で親権を行う者がいない場合には、家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人が選任され未成年者の保護を行うこととなります。未成年後見に関しては、本人の判断能力の有無は関係ありません。

申立てができるのは、未成年者の親族、未成年者自身、利害関係人となり、後見人が選任されると、原則として未成年者が成年に達するまで、身上保護や財産管理を行い、その活動内容については、裁判所に定期的に報告を行います。

※令和4年4月1日より成年年齢は18歳となります。

(5) 成年後見制度利用促進法の施行と市町村の取組

精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障のある人たちを社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないのではないかと指摘があります。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降、成年後見制度利用促進法）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律第14条において、市町村の講ずる措置等が規定されています。

成年後見制度利用促進法 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の期間を置くよう努めるものとする。

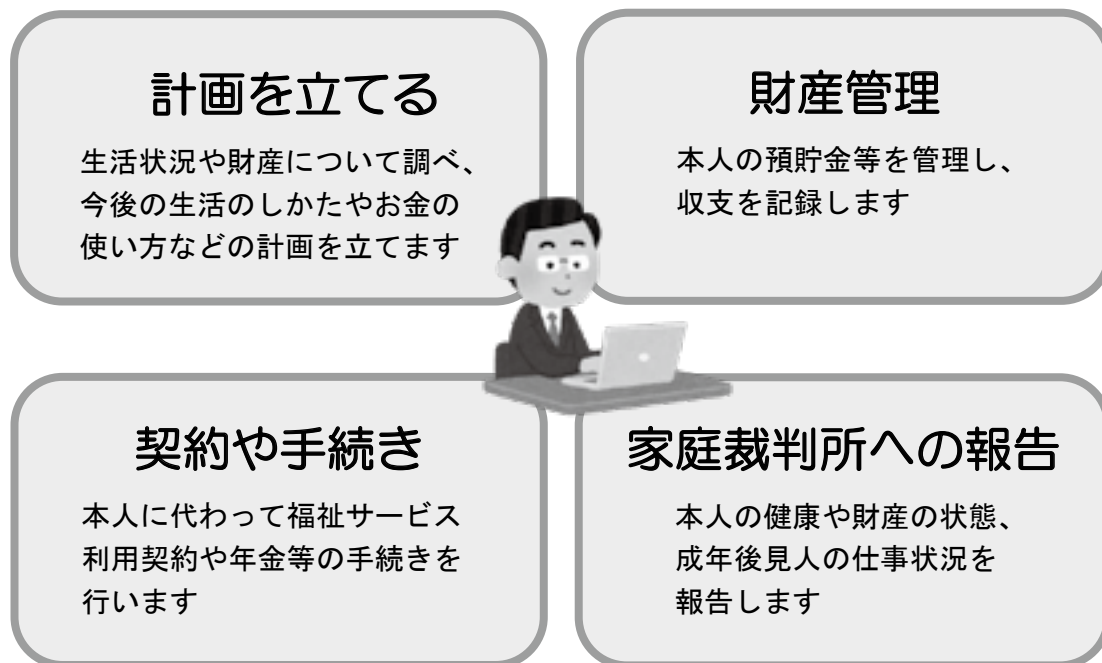
成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図（p201）

成年後見制度利用促進基本計画について（p202）

2 成年後見人等の役割と仕事

(1) 成年後見人等の役割

成年後見人等の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人の権利を守り、支援します。



成年後見人等の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の仕事ではありません。

(2) 成年後見人等の職務

成年後見人等には「身上保護」、「財産管理」、「家庭裁判所への報告」の3つの職務があります。

ア 身上保護

身上保護とは「被後見人等の生活や、健康、療養などのお世話を行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上保護に関する「法律行為（又はこれに付随する行為）」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。
身上保護の主な内容は次のとおりです。

- ①医療に関する事項（診療契約・入院契約・医療費の支払等）
- ②住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払等）
- ③施設の入退所及び処遇の監視・異議申立等に関する事項（施設契約、施設費支払等）
- ④介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料の支払等）
- ⑤教育・リハビリに関する事項



成年後見人等は、これらの事項に関して、契約の締結や契約内容の確実な履行の監督、場合によっては契約相手方に対する改善を求めることになります。また、契約内容に基づいて費用を支払うことも、当然に成年後見人等の職務になります。

さらに、必要な場合には、生活保護の申請や介護保険における要介護認定に対する異議申立てを行うなどの、公法上の行為も成年後見人等の職務となります。

イ 財産管理

財産管理とは、被後見人等の財産の適正な管理であり、主な内容は次のとおりです。

- ①印鑑や貯金通帳の保管・管理
- ②不動産の維持・管理（固定資産税の支払を含む）
- ③保険金や年金などの受領
- ④必要な経費（公共料金など）の支出
- ⑤生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- ⑥「遺産分割協議」「遺留分減殺請求」などの法律行為



また、被後見人等は、財産管理能力が十分では無いため、同人が無断で法律行為（売買契約など）を行った場合には、被後見人等にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、被後見人等の財産を散逸させないように法律行為について取消を行うこととなります。

成年後見人等には、広範な代理権と取消権が与えられますが、被後見人所有の居住用不動産（被後見人が現に居住している不動産、又は将来後見人が帰住する可能性がある不動産）について、売却・賃貸・取り壊し・抵当権設定などを行う場合には、必ず家庭裁判所に「居住用不動産の処分許可」の申立てを行い、許可の審判が必要となります。

ウ 家庭裁判所への報告

成年後見人等に選任されたら、まず家庭裁判所が指定する期間内（通常は2か月以内）に被後見人の資産や収入等の調査を行ったうえ、「財産目録」及び「収支予定表」の作成（その内容を証明する資料（預金通帳の写しなど）も添付）を行い、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「財産目録調整期間の伸長の申立」を行い、報告期限の延長を求めることが可能です。

成年後見人等は、適時に（通常は1年に1回程度）、家庭裁判所へ「後見等事務報告書」、「財産目録」、「収支予定表」を提出し、家庭裁判所の監督を受けます。



被後見人等が死亡等により成年後見業務が終了した場合には、原則として終了時から2か月以内に、家庭裁判所に対し、相続人等に財産を引き継いだ上で後見終了報告を行います。

(3) 成年後見人等ができない行為

ア 事実行為（食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為）

成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門職にゆだねることになります。

親族が後見人の場合、その後見人が行っている場合がありますが、これはあくまでも親族の立場で行っているものであり、後見人の職務の範囲外であることは変わりありません。

イ 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし、「身上保護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは範囲に含まれていません。

親族が後見人の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、後見人の職務の範囲外であることに変わりはありません。

ウ 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療行為に関する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

エ 一身専属的な権利の代理行為

結婚・離婚・養子縁組・離縁等は、本人の身上に大きな影響を与える事項であるため、本人の意思のみによってなされるべきであるとされており、成年後見人等であっても権限として付与されていません。



(4) 本人の死後の事務

被後見人等が死亡した場合、後見等は当然に終了し、後見人等は原則その権限を喪失することになります。

しかし、実務上被後見人死亡後も一定の事務（いわゆる死後事務）を行うことについて、社会通念上これを拒むことが困難なことがあります。平成 28 年の民法等の一部改正により、①相続財産の保存行為、②被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約等の締結などについて明文化されました。（保佐人及び補助人には、この規定の適用はありません）



法改正により成年後見人が行うことができることとされた死後事務（民法第 873 条の 2）
(1) 個々の相続財産の保存に必要な行為（第 1 号） （例） ・ 相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断 ・ 相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為等 (2) 弁済期が到来した債務の弁済（第 2 号） （例） ・ 成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払い等 (3) その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（（1）（2）にあたる行為を除く。）（第 3 号） （例） ・ 遺体の火葬に関する契約の締結 ・ 成年被後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用契約等） ・ 成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約 ・ 債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払い戻し等
成年後見人が上記（1）～（3）の死後事務を行うための要件
ア 成年後見人が当該事務を行う必要があること イ 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと ウ 成年後見人が当該事務を行うことにつき、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかな場合でないこと エ 家庭裁判所の許可 上記（3）の死後事務を行う場合にはア～ウに加えて、家庭裁判所の許可も必要となります

なお、相続人が存在しない場合または法定相続人がすべての相続放棄を行った場合や、本人の財産や負債を処理する必要がある場合には、元・成年後見人等や債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、相続財産管理人の選任の申立てを行う必要があります。

(5) 成年後見人等の報酬

成年後見人等に親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が就任した場合、後見業務に対する報酬が発生します。成年後見人等は年1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、家庭裁判所がその報酬額を決定します。



(6) 成年後見人等就任によるメリット

日本成年後見法学会が、後見人等を受任している弁護士、司法書士及び社会福祉士を対象に実施したアンケート調査によると、後見人等が就任したことで本人の生活の立直し等に成果のあった点を次のようにまとめています。

【経済的、物理的、精神的な生活基盤の立直しや不適切な対応の改善】

- ① 給付されるべき保険金、年金等、手続のされていないものを申請し、あるいは等級を適切なものに変更することで、被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- ② 被後見人等の経済状況の整理（債務整理を含め）及びそのプロセスを通じて、本人自身の今後の生活立て直しに向けた自覚や意識づけができた。
- ③ 疎遠だった家族・親族との関係の修復が進んだ。
- ④ 後見人等がついたことで、被後見人等の支援者の安心やモチベーション向上がみられ、被後見人等をめぐるチームとしての支援力が高まった。
- ⑤ 適切な介護サービスの導入により、安全や清潔が確保され、生きる意欲の高まりがみられるとともに、被後見人等本人の費用負担がより効果的なものとなった。
- ⑥ 後見人等がサービスの履行確認を行ったことで、施設側の不適切な対応が改善された。

【在宅生活継続、地域生活移行など、本人意思の尊重による希望する生活への移行】

- ① 後見人等がついたことで近隣住民の理解が進み、独居の認知症高齢者の在宅生活継続が可能となった。
- ② 被後見人等の資産を活用し有料老人ホームへの入居が可能となった。
- ③ 病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能となった。
- ④ 在宅から病院・施設への入院入所などの生活の変化の場面で、本人納得のうえで新たな生活を開始することができた。

【虐待等さまざまな被害からの救済（予防）】

- ① 介護人の介護放棄、親族からの経済的虐待からの保護・救済ができた。
- ② 消費者被害等第三者からの経済的虐待からの保護、予防ができた。

【就学・就労・余暇活動の機会等】

- ① 就労支援（就職、転職）が可能となった。
- ② 特別支援学校、院内学級への入学手続き支援が可能となった。
- ③ 施設や在宅での、趣味等の活動支援や外出機会の確保ができた。

（平成 20 年 3 月・日本成年後見法学会身上監護研究会

「平成 19 年度報告書」より抜粋）

